

# 65歳以上の高齢者を雇用した場合の奨励金

## 中央区高齢者雇用企業奨励金

中央区では、働く意欲のある高齢者の方々が年齢にとらわれず培った知識や経験を生かしていつまでも働ける就労環境の向上を図ることを目的として、65歳以上の中央区民を無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークの紹介により一定期間継続して雇い入れた(週の労働時間が20時間以上のものに限る)事業主に対して奨励金を交付します。

### ○奨励金の額

週労働時間20時間以上 30時間未満の雇用契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 6か月間継続雇用した場合 2万円</li><li>・ 同一人をさらに6か月間継続雇用した場合 3万円</li></ul>
週労働時間30時間以上 の雇用契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 6か月間継続雇用した場合 4万円</li><li>・ 同一人をさらに6か月間継続雇用した場合 6万円</li></ul>

※ 平成24年5月1日以降に雇用契約を締結したもの

### ○交付要件（下記の要件をすべて満たすことが必要です。）

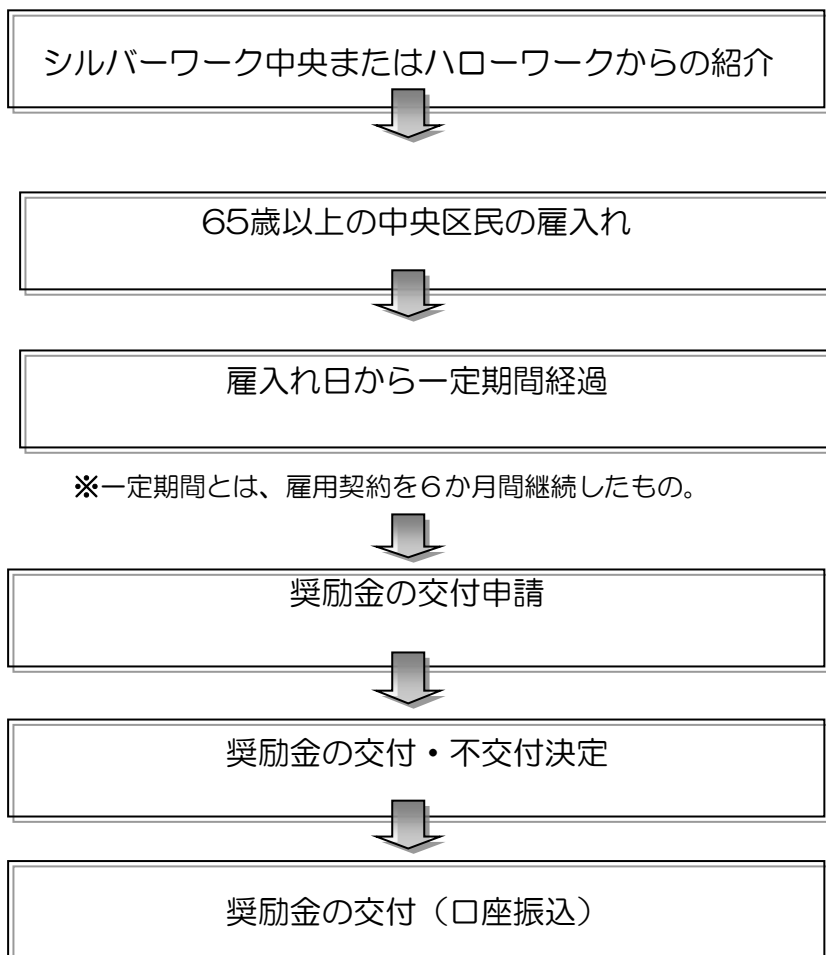
- 1 雇入れ日現在65歳以上の中央区民と週20時間以上の雇用契約を締結したこと
- 2 雇用契約締結に当たって、無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークから紹介を受けていること
- 3 雇用した高齢者を一定期間継続して雇用していること
- 4 雇用した高齢者について本奨励金の交付を受けたことがないこと
- 5 親族関係等事業主と雇用した高齢者との間に密接な関係がないこと

(裏面へつづく)

## ○ 申請方法

所定の申請書に一定期間（※参照）雇用したことを証する書類（雇用契約を証する書類、出勤簿・タイムカード等の写し、賃金台帳・給与明細等の写し、その他雇用を証する書類等いずれも必要な期間分）を添えて、雇入れ日から一定期間（※参照）経過後1か月以内に申請してください。

### 奨励金交付申請の流れ




### 問い合わせ先

中央区役所高齢者福祉課高齢者福祉係

104-8404

03-3546-5354

中央区築地1-1-1

※ 申請書等につきましては、中央区のホームページ(<http://www.city.chuo.lg.jp/>  
高齢者雇用促進  )からダウンロードできます。

